に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

埼

玉県知事

上

田

清

司

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等





埼玉県発行

2

目

次

例

○特別職の職員の給与及び旅費に 関する条例及び埼玉県教育委員 の一部を改正する条例 会教育長の給与等に関する条例

事 課

○職員の給与に関する条例等の 部を改正する条例

○埼玉県議会議員の議員報酬及び 費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例

(政策調査課)

兀

○学校職員の給与に関する条例の 部を改正する条例

教 職 員 課

則

○期末手当、 改正する規則 別手当に関する規則等の一部を 勤勉手当及び期末特 (総務給与課) 五.

○埼玉県人事委員会事務決裁規程 0) 一部を改正する訓令

(総務給与課) 六

四

4

1 (施行期日)

この条例は、 公布の日から施行する。

(知事等の期末手当の特例に関する条例の一部改正)

2 部を次のように改正する。 知事等の期末手当の特例に関する条例(平成十九年埼玉県条例第六十六号)の

の次に次の見出し及び三項を加える。 二十二年三月三十一日までの間は」を削り、 る知事の期末手当に関する第一条」に改め、 十二月に支給する」に改め、同項中「第一条」を「平成二十一年十二月に支給す 附則第四項の見出し中「平成二十二年三月三十一日までの」を「平成二十一 同項を附則第七項とし、 「、平成二十一年四月一日から平成 附則第三項

(平成二十一年六月に支給する期末手当の額の特例等)

4 ついては、 十」とする 平成二十一年六月に支給する知事の期末手当に関する第一条の規定の適用に 「同項」 同条中「第三条第一項」とあるのは「第三条第一項及び附則第一 とあるのは「これら」と、 「百分の二十」とあるのは 一百分の三 項

5 三条第一項」とあるのは 常勤の監査委員の期末手当に関する第二条の規定の適用については、同条中「第 のは「これら」とする。 平成二十一年六月に支給する副知事、 「第三条第一項及び附則第三 公営企業管理者、 項 ٢ 病院事業管理者及び 「同項」とある

第一

一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例 (特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正 (昭和二十四年埼玉県条例第二

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

十八号)の一部を次のように改正する。

ついては、 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第三条第一項の規定の適用に 同項中「百分の百六十」とあるのは、 「百分の百四十五」とする。

第二条 第十七号)の (埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例 一部を次のように改正する。 (昭和二十七年埼玉県条例

附則に次の 一項を加える。

ついては、 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第四条第一項の規定の適用に 則 同項中「百分の百六十」とあるのは、 「百分の百四十五」とする。

-1 -

条

例

埼玉県条例第三十二号

与等に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給

項」と、「同項」とあるのは「これら」とする。 については、同条中「第四条第一項」とあるのは「第四条第一項及び附則第四6 平成二十一年六月に支給する教育長の期末手当に関する第三条の規定の適用

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

のように改正する。 | のように改正する。 | 第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次 |

については」を「もの並びに学長の職にある職員については」に改める。務の複雑」を「職員(学長の職にある職員を除く。)で職務の複雑」に、「職員にある職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支にある職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支にある職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支にある職員にあつては、「額)」を「額、学長の職第十九条第二項中「各給料表の適用を受ける職員」の下に「(学長の職にある職

第十九条の四第二項第一号を次のように改める。

前項の職員のうち再任用職員以外の職員

次のイ又はロに掲げる職員の区

額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月つては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同れぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあいてに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそ分に応じ、当該イ又は口に定める額

て得た額の総額 - 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じ口 - 学長の職にある職員 - 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じ

九十五)を乗じて得た額の総額

十七条」に改め、同条を第十九条の六とする。 第十九条の七第一項中「、第十七条、第十九条及び第十九条の四」を「及び第第十九条の五を削り、第十九条の六を第十九条の五とする。

し、附則第七項の次に次の一項を加える。 第二十一条第二項、第三項及び第五項中「又は期末特別手当」を削る。 が期末手当」に改め、同条第六項及び第七項中「又は期末特別手当」を削る。 が期第八項中「期末特別手当」を「期末手当及び勤勉手当」に、「第十九条の 所則第八項中「期末特別手当」を「期末手当及び勤勉手当」に、「第十九条の 所則第八項中「期末特別手当」を「期末手当及び期末特別手当」を削る。 が期第十五条の八中「、期末特別手当」を「別表の が期末手当及び期末特別手当」を「及 が期末手当及び期末特別手当」を「及

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そる正十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する次の表の上欄に

8

第十九条第二項	百分の百四十、	百分の百二十五、
	百分の百二十	百分の百十
	百分の七十五	百分の七十
第十九条第三項	百分の百四十	百分の百二十五
	百分の七十五	百分の七十
	百分の百二十	百分の百十
	「百分の六十五」	「百分の六十」と、「百分の百四
		十」とあるのは「百分の七十五」
第十九条の四第二項	百分の七十五	百分の七十
第一号イ	百分の九十五	百分の八十五
第十九条の四第二項	百分の八十五	百分の七十五
第十九条の四第二項	百分の三十五	百分の三十
第二号	百分の四十五	百分の四十

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。 第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。第六条第二項中「第十九条の七第二項」を「第十九条の六第二項」に改める。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置) 附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の一項を加える。

ついては、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用に

八号)の一部を次のように改正する。 第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)附則に次の一項を加える。

附則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に係る埼玉県人事委員会の勧告等)

議会及び知事に同時に勧告するものとする。 の結果を踏まえて、必要な措置を埼玉県 する関の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を埼玉県 ける割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条 する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条 算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄 第 定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄 2 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により

改正後の給与条例第十九条第二項附則第八項の規定による読替え前のはて「改正後の給与条例」という。)に給与に関する条例(以下この表にお、第一条の規定による改正後の職員のし

記入替えて適用する場合を含む。)九条第二項(同条第三項の規定によりはおしよる読替え後の改正後の給与条例第十亿の。改正後の給与条例附則第八項の規定に

第 第 による読替え前の改正後の給与条例 改正後の給与条例附則第八項の規定 条の二第二項 職員の給与に関する条例 の給与条例第十九条第二 三項の規定による読替え後の改正後 任期付職員条例第五条第二項及び第 項の規定による読替え前の改正後の 期付職員条例」という。)附則第四 の任期付職員の採用等に関する条例 第三条の規定による改正後の一般職 与条例第十九条第 の規定による読替え後の改正後の給 後の任期付研究員条例第六条第二項 任期付研究員条例」という。)附則 例 の任期付研究員の採用等に関する条 て適用する場合を含む。) 年埼玉県条例第三十三号)第十二 (以下この表において「改正後の任 (同条第三項の規定により読み替え 二項の規定による読替え前の改正 (以下この表において「改正後の 一条の規定による改正後の一 一項及び学校 (昭和三十 般職 条第 よる読替え後の改正後の給与条例第十 改正後の給与条例附則第八項の規定に 関する条例第十二条の 第十九条第二項及び学校職員の給与に 定による読替え後の改正後の給与条例 職員条例第五条第二項及び第三項の規 規定による読替え後の改正後の任期付 改正後の任期付職員条例附則第四 る読替え後の改正後の給与条例第十九 付研究員条例第六条第一 の規定による読替え後の改正後の任期 改正後の任期付研究員条例附則第三項 項 第 一項の規定によ 項

的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益

第十九条の四第一

二項

九条の四第二項

こびう。 3 次に掲げる条例の規定中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」

六十三年埼玉県条例第一号)第四条第一項 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和

一 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(平成十三年埼玉県条例第七十

一号) 第四条及び第九条

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

うに改正する。 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のよ

員を除く。)」を削り、 第七条第一項中「(埼玉県立大学の学長 同条第二項中「(学長の職にある職員を除く。)」を削り、 (以下「学長」という。)の職にある職 同条

第十五条の表中 「及び第十九条の五第四項」及び「及び第十九条の五第五項

第三項を削る。

を削る

(職員の給与に関する条例等の 第二十六条の表中「第十九条の七第三項」を「第十九条の六第三項」に改める。 一部を改正する条例の 一部改正)

5 号)の一部を次のように改正する。 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成十八年埼玉県条例第二

第十九条の五第二項」に改める 附則第十一項中「、第十九条の五第四項」を削り、 「第十九条の六第二項」 を

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を

平成二十一年五月二十九日

ここに公布する。

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十四号

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例第十四号)の 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 一部を次のように改正する (昭和二十二年埼玉県条

附則に次の一項を加える

ては、 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用につい 同項中 「百分の百六十」とあるのは、 一百分の百四十五」とする

則

この条例は、 公布の日から施行する。

> 学校職員の給与に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する。

埼玉県知事

上

 \mathbb{H} 清

司

平成二十一年五月二十九日

埼玉県条例第三十五号

のように改正する。 学校職員の給与に関する条例 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (昭和三十一年埼玉県条例第三十三号) の一部を次

び期末手当」と、 及び「、同条第三項及び第五項中「、 第十三条中「、「、期末手当及び期末特別手当」とあるのは 「期末手当」と」を削る。 同条第六項及び第七項中「期末手当又は期末特別手当」 期末手当及び期末特別手当」とあるのは「及 「及び期末手当」と」 とあるの

附則に次の一項を加える。

5 げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の下欄に掲げる字句とする。 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する次の表の上欄に掲

百分の三十	百分の三十五	第十二条の五第二項第二号
百分の七十	百分の七十五	第十二条の五第二項第一号
百分の七十	百分の七十五	
百分の百二十五	百分の百四十	第十二条の二第三項
百分の百二十五	百分の百四十	第十二条の二第二項

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を埼玉県 例の施行後速やかに、埼玉県人事委員会において、期末手当及び勤勉手当に相当 する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、 議会及び知事に同時に勧告するものとする。 に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定 算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により この条

改正後の条例附則第五項の規定によ 用する場合を含む。) 条第三項の規定により読み替えて適 いて 給与に関する条例 この条例による改正後の学校職員の る読替え前の改正後の条例第十二条 正後の条例第十二条の一 則第五項の規定による読替え前の改 五第二項 「改正後の条例」という。)附 (以下この表にお 二第 項 同 第二項 第二項 読替え後の改正後の条例第十二条の五 改正後の条例附則第五項の規定による 改正後の条例附則第五項の規定による 替えて適用する場合を含む。 読替え後の改正後の条例第十二条の二

(同条第三項の規定により読み

規 則

こに公布する。 勤勉手当及び期末特別手当に関する規則等の一部を改正する規則をこ

平成二十一年五月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 香 Ш 實

埼玉県人事委員会規則七—八九九

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部改正) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 則七―九三)の一部を次のように改正する。 期末手当、 勤勉手当及び期末特別手当に関する規則 (埼玉県人事委員会規

題名を次のように改める。

期末手当及び勤勉手当に関する規則

第一条中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

例」を「前項の職員に係る条例」に改め、同条に次の一項を加える。 第五条の三第一項中「定める職員」を「定めるもの」に改め、 同条第二項中

い範囲内で委員会規則で定める割合は、百分の二十とする。 条例第十九条第五項の学長の職にある職員に係る同項の百分の二十を超えな

第五条の四第一項中第四号を第五号とし、

第一号から第三号までを一号ずつ繰

に改める。

り下げ、第一号として次の一号を加える。

埼玉県立大学の学長の職にある職員

及び第五号」に改める。 「前項第二号」を「前項第三号」に、 **「前項第三号及び第四号」を「前項第四号及び第五号」に改め、同項第二号中** 第五条の四第二項第一号中「前項第一号」を「前項第一号及び第二号」 「前項第三号及び第四号」を 「前項第四号

第七条の二第一項、第七条の三、 第七条の五第一項及び第七条の七中「、 第十

九条の五第六項」を削る。

第十四条の二から第十四条の八までを削る。

規定する勤勉手当」に改める。 十九条の五第一項に規定する期末特別手当」を「及び条例第十九条の四第一項に 第十五条第一項中「、条例第十九条の四第一 項に規定する勤勉手当及び条例第

勉手当基礎額」に改める。 条の五第二項の期末特別手当基礎額」を「又は条例第十九条の四第二項前段の勤 第十六条中「、条例第十九条の四第二項前段の勤勉手当基礎額又は条例第十九

第十七条(見出しを含む。)中「、 勤勉手当及び期末特別手当」を 一及び勤勉

手当」に改める。

第二条 (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七一二

二一)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則」

(地域手当に関する規則の一部改正) 期末手当及び勤勉手当に関する規則」に改める

第三条

地域手当に関する規則

(埼玉県人事委員会規則七一八四六)

の一部を次の

ように改正する。 第五条中「、第十九条の四第三項並びに第十九条の五第四 垣 を 並びに第十

九条の四第三項」に改める。 (農林業普及指導手当に関する規則の 一部改正

条

第四条 農林業普及指導手当に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七―一〇七)

一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「条例第十九条の六第一項」を「条例第十九条の五第一項」

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改

第五条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則

玉県人事委員会規則一七―一)の一部を次のように改正する。 第三条第一項中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の 一部改正 0)

部

平成二十一年五月二十九日

第六条 を次のように改正する。 職員の育児休業等に関する規則 (埼玉県人事委員会規則 一八—六)

第三条の見出し及び同条第一項中 「期末手当、 勤勉手当及び期末特別手当に関する規則 「第一項及び第三項」 を 「第一項」に改め、 を 「期末手

当及び勤勉手当に関する規則」 に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

一)の一部を次のように改正する。 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則 (埼玉県人事委員会規則一九

「期末手当

及び勤勉手当に関する規則」に改める 第六条中「期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則」を

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第八条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則 (埼玉県人事委員会規則二〇―

一)の一部を次のように改正する。

及び勤勉手当に関する規則」に改める 第六条中 「期末手当、 勤勉手当及び期末特別手当に関する規則」を「期末手当

この規則は、 公布の日から施行する。

埼玉県人事委員会訓令第二号

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める 埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会委員長 Ш 實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 埼玉県人事委員会事務決裁規程 (昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一 号 0)

を「育児休業法第十一条第二項」に改め、 三条第三項」を「育児休業法第三条第三項」に改め、同欄15中「第十一条第二項」 項」を「育児休業法第十一条第二項」に改め、同項事務局長専決事項の欄13中「第 勤務時間」に改める。 「第三条第三項 別表第二の四 を「育児休業法第三条第三項」に改め、 事務局職員の服務等に関する事務の項委員長専決事項の欄7中 同欄19中「半日勤務時間」を 同欄9中「第十一条第一 「四時間の

る。 手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則 る規則」に改め、 別表第三の二 職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄23中 同欄中25を削り、 26を25とし、 を「期末手当及び勤勉手当に関す 27から33までを20から32までとす 「期末

改め、 項」に改め、 る 別表第四課長共通専決事項の欄17中 総務給与課長専決事項の欄5中 同欄7中 |第十一条第| 一項」を「育児休業法第十一条第二項」 「半日勤務時間」 「第三条第三項 を を 育児休業法第三 「四時間の勤務時間」 一に改め 二条第三

附 則

この訓令は、 平成二十一年六月一日から施行する

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 四 (代表) http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 | 埼玉県報ホームページアドレス

発行日

毎 週

火曜日

・金曜日

購読料金

年 便

四万三 料 金 を 千

兀 百

含

発行者

〇四八

/BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 印刷所 ○四八 さいたま市南区別所三― 関 東 **一八六二一** 図 書 会 社